

# 木曾岬町農業委員会総会会議録

令和3年9月6日

木曾岬町農業委員会

## 木曽岬町農業委員会会議録

令和3年9月6日午後7時00分に、木曽岬町農業委員会総会は木曽岬町庁舎会議室に召集された。

1. 委員会の定数は次のとおりである。

9名(欠員0名)

2. 出席委員は次のとおりである。

1番 加藤 光雄  
2番 浅井 弘幸  
3番 黒宮 俊明  
4番 横田 法行  
5番 平野 洋二  
6番 黒宮 喜代子  
7番 岡村 なつ枝  
8番 白木 斎  
9番 丹村 巧

3. 欠席委員は次のとおりである。

なし

4. 会議議案に意見を述べるため、会議に出席した推進委員は次のとおりである。

平松 和憲  
伊藤 博幸  
加藤 哲也  
花井 文彦  
伊藤 久志

5. 会議議案説明のため、会議に出席した者は次のとおりである。

事務員 多賀 達人  
事務員 服部 彰宏

6. 会議の書記は次のとおりである。

事務局長 多賀 達人

7. 会議の議案は次のとおりである。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について  
議案第3号 非農地証明願について

8. 傍聴者は次のとおりである。

なし

9. 会議

会議内容は次のとおりである。

(開会の挨拶)

議長

本日は、農業委員会を開催いたしましたところ、委員の皆様には公私何かとお忙しい中、ご出席を頂きましてありがとうございます。

只今より、木曽岬町農業委員会を開催いたします。

本日の欠席委員はございません。

よって出席委員は、農業委員9名、推進委員5名です。本日の会議が成立します事をお伝えいたします。

(書記の指名)

議長

次に、書記の指名を行います。

書記には、多賀 事務局長 を指名したいと思いますが、異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議長

それでは、多賀 事務局長 よろしくお願ひ致します。

議長

只今より会議に入ります。各議案につきまして、よろしくご審議の程お願い申し上げます。

(午後7時00分 開会)

議長

農業委員会会議規則第13条の規定により、出席委員さんの中から議事録署名者を2名、選出することになっておりますことから、本日の議事録署名者として、横田法行委員、平野洋二委員にお願い致します。

ご両名の方、よろしくお願ひ致します。

それでは、議事に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 非農地証明願について

以上の3議案を上程致します。

只今上程した議案の内容について、事務局の説明を求めます。

事務局

総会事項書に基づき説明をさせて頂きます。

事項書2ページ「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」の説明をさせて頂きます。本件につきましては、申請は [ ] m<sup>2</sup>で申請件数が2件です。本件の内容ですが、

事項書3ページの1番の所有権移転については、[ ]、[ ]、[ ]

の計3筆で地目は、地籍は m<sup>2</sup>、譲渡人は、  
の、の、譲受人は  
で売買による所有権移転です。

2番の使用貸借権については、  
、  
、  
、  
の計 筆で地目は、地積は m<sup>2</sup>、貸付人は、  
、借受人は  
で使用貸借権です。

本件については、別で配布しました「令和3年9月6日開催農業委員会農地法第3条許可申請に係る資料」をご覧ください。

法第3条第2項の規定は、「前項の許可、つまり耕作を目的とした農地の権利移転などの法3条の許可については、次の各号のいずれかに該当する場合には、許可することができない。」となっており、以下法令の規定に沿って申請書類の内容を確認させていただき、当該規定に該当するかどうか判断して頂くものです。

ただし、本件申請に関係ない条項については説明を省略します。

まず1ページの第1号関係ですが、権利を取得しようとする者等の「機械の所有状況」「農作業に従事する者の数」等からみて、取得する農地を効率的に利用して事業を行うと認められない場合は許可出来ないことになります。

1-1 権利を取得しようとする者又はその世帯員等が所有権等を有する農地の利用の状況ですが、1番は所有地の自作地が m<sup>2</sup>で、が m<sup>2</sup>、が m<sup>2</sup>となっていいます。2ページの2番については、所有地の農地は 。

次に1-2 権利を取得しようとする者又はその世帯員等の機械の所有の状況、農作業に従事する者の数等の状況ですが、作付作物について、1番は、作付作物は で が m<sup>2</sup>、 で が m<sup>2</sup>です。2番は、田で が m<sup>2</sup>、 が m<sup>2</sup>です。

機械の所有状況は、1番は 台、 台、 台、 台、 台です。3ページの2番は 台、導入予定として 台です。

農作業に従事する者としては、1番は 年の農作業歴があり、世帯員等その他常時雇用している労働力は、 の名で農作業経験もあり、申請地までの距離は mで移動時間は徒歩で約 分です。2番は 年の農作業歴、 年の農業技術修学歴があり、世帯員等その他常時雇用している労働力は が、臨時雇用労働力として、 で 名を予定しています。申請地までの距離は kmです。

次の2号、3号については該当ありません。

次に資料4ページの第4号ですが、権利を取得しようとする者等が、取得後において農作業に常時従事すると認められない場合は許可することが出来ないことになります。

1番については、農作業に従事する者の氏名は: 岁、主たる

職業: [REDACTED]、権利取得者との関係は本人、農作業への年間従事日数: [REDACTED]日、[REDACTED]歳、主たる職業: [REDACTED]、権利取得者との関係: [REDACTED]、農作業への年間従事日数は [REDACTED]日、[REDACTED]歳、主たる職業: [REDACTED]、権利取得者との関係: [REDACTED]、農作業への年間従事日数は [REDACTED]日、[REDACTED]歳、主たる職業: [REDACTED]、権利取得者との関係: [REDACTED]、農作業への年間従事日数は [REDACTED]日です。2番の農作業に従事する者の氏名は: [REDACTED]歳、主たる職業: [REDACTED]、権利取得者との関係は本人、農作業への年間従事日数は [REDACTED]日です。

次に第5号ですが、権利を取得しようとする者等が、取得後の農地面積の合計が当町の場合には50aに達しない場合は許可出来ないことになります。

5-1 権利取得後における経営面積は、1番は [REDACTED] m<sup>2</sup>、2番は [REDACTED] m<sup>2</sup>です。

5-2 特例事項は該当ありません。

6号7号についても該当なしです。

次に資料の6ページの7周辺地域との関係ですが、権利を取得しようとする者等が、取得後に当該地域の農地の集団化、作業の効率化、その他周辺地域の農地の利用などに支障を生ずると認められる場合には許可することが出来ないこととなります。

1番は「農業経験が十分にあり、その農業経験を活用するため、集落営農や経営体への集積等の取り組みへの支障は特にありません。又、農薬の使用方法の違いによる耕作又は養畜の事業への支障等も特にありません。周辺の農地又は採草放牧地の農業上の利用に及ぼす事が見込まれる影響は特にありません。」としています。2番は「[REDACTED]  
[REDACTED]  
[REDACTED]  
[REDACTED]」としています。

また、資料の7ページの地域との役割分担につきましては、1番は「農業の維持発展に関する話し合い活動へは参加致します。農道、水路、ため池等の共同利用施設の取決めは遵守致します。獣害被害対策への協力も必要であれば行います。その他、地域の農業の取決めやルールを順守し、ご指摘を受けた場合にはそれに従います。」としています。2番については「譲渡人より全ての維持発展に関する話し合い活動への参加、農道、水路、ため池等の共同利用施設の取決めの遵守、獣害被害対策への協力等の地域参加を引き継いで行う。」としています。

以上により事務局としては、1番の所有権移転及び2番の使用貸借権について 農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

次に、事項書4ページ「議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について」説明致します。本件につきましては、申請件数は [REDACTED] 件、[REDACTED] 件、合計 [REDACTED] 件、[REDACTED] m<sup>2</sup>です。

本件で転用しようとする土地につきましては、県に意見書を添えて進達し、県から許可を頂くのですが、当農業委員会の意見書を添えるにあたり、今回の案件の土地が何種農地なのかによって転用が可能かどうかの判断がなされます。

5ページの申請番号1番について、区分は所有権、申請地が[REDACTED]、地目[REDACTED]、地積[REDACTED]m<sup>2</sup>、[REDACTED]、地目[REDACTED]、地籍[REDACTED]m<sup>2</sup>の[REDACTED]筆で合計[REDACTED]m<sup>2</sup>です。譲渡人は[REDACTED]、譲受人は[REDACTED]です。

当該申請は農業用倉庫としての転用で、隣接地の状況は、北と東が[REDACTED]、西が[REDACTED]、南が[REDACTED]です。雨水排水の計画は、南側へ自然排水する計画であります。

事務局としての見解ですが、転用しようとする土地の農地の区分は、住宅が連たんしている区域内にある農地であることから、第3種農地であると考え、転用可能と判断させていただきます。

続いて、6ページ「議案第3号 非農地証明願について」説明をさせて頂きます。

本件の申請地は、[REDACTED]、[REDACTED]m<sup>2</sup>の総数[REDACTED]筆です。この非農地証明願は農地法で耕作の目的に供されている土地として位置付けられている農地で農振農用地以外の農地について、既に20年以上にわたり非農地化しているという客観的な資料を添付し証明することで、農業委員会が非農地扱いとして証明書を発行し農地転用が認められるものです。

7ページの1番については、[REDACTED]、地目[REDACTED]、地積[REDACTED]m<sup>2</sup>であります。土地の所有者は[REDACTED]の[REDACTED]、利用状況は農業用倉庫及び農業用車庫敷地となります。申請地につきましては、申請者の父が、昭和56年に農業用倉庫を、昭和57年に農業用車庫を建築し、使用しているものであります。非農地として客観的に確認できる資料として添付されているのは、固定資産課税証明書であり、これにより非農地化されてから20年以上経過していることが確認できるものです。

以上1番につきまして、書類審査及び現地調査の結果、法令要件を満たしていると判断されます。

議長 事務局の説明が終わりました。只今から申請・届出書類を回覧させて頂きます。回覧が終りますまで、暫時休憩とさせていただきます。十分な審査、ご確認を賜りますようお願いします。

[ 休会 午後 7 時 13 分 ]  
( 申請書回覧 )

議長 それでは、申請・届出書類の回覧が終わりましたので、休憩を解きまして会議を開いたします。

[開会 午後 7時24分]

- 議長 「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」の「1番」につきまして、申請地の担当推進委員及び農業委員からご意見を頂きます。  
はじめに推進委員の「[ ]委員」ですが、申請者になりますので、会長の私が説明を受けましたので意見を言わせていただきます。
- 議長 大阪の方が相続により土地を所有したが、遠いので管理が難しいとのことであったが、町内の方が所有権移転されるので管理もできるし良いと思いました。
- 議長 次に農業委員の「黒宮 喜代子委員」のご意見をお願いします。
- 黒宮喜代子  
委員 隣接農地所有者の方が譲受人であり、問題ないと判断しました。
- 議長 ありがとうございました。次に「2番」につきまして、申請地の担当推進委員及び農業委員からご意見を頂きます。  
はじめに推進委員の「加藤 哲也委員」のご意見をお願いします。
- 加藤哲也委員 通策距離が [ ] kmと遠いが、町内 [ ] で働いていて、下限面積の50aもクリアしているので問題ないとthoughtいました。[ ] であるため、地区の土地改良区役員と協議するよう説明しました。
- 議長 ありがとうございました。次に農業委員の「黒宮 俊明委員」のご意見をお願いします。
- 黒宮俊明委員 要件はクリアしているので問題ないと判断しました。
- 議長 ありがとうございました。ただいま担当推進委員及び農業委員にご意見をいただきましたので、他の委員さんで何か、ご質疑等がありましたらご発言願います。
- ( 他に意見なし )
- 議長 それでは、他にご意見ご質疑も無いようですので、次に「議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について」の「1番」につきまして、申請地の担当推進委員及び農業委員からご意見を頂きます。  
はじめに推進委員の「伊藤 久志委員」のご意見をお願いします。

- 伊藤久志委員 議長　　自宅と隣接した土地であり問題ないと判断しました。
- 黒宮喜代子委員 議長　　ありがとうございました。次に農業委員の「黒宮 喜代子委員」のご意見をお願いします。
- 黒宮喜代子委員 議長　　伊藤久志委員と同じで、隣接地であり特に問題ないと思います。
- 議長　　ありがとうございました。ただいま担当推進委員及び農業委員にご意見をいたしましたので、他の委員さんで何か、ご質疑等がありましたらご発言願います。
- 議長　　共同利用されるとのことですが、高齢の方だけやる気があって良いと思います。
- 議長　　それでは、他にご意見ご質疑も無いようですので、次に「議案第3号 非農地証明願について」の「1番」につきまして、委員さんで何か、ご質疑等がありましたらご発言願います。
- ( 特に意見なし )
- 議長　　それでは、特にご意見ご質疑も無いようですので、採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。
- ( 「異議なし」の声あり )
- 議長　　それでは採決に入りますが、「議案第1号」の「1番」については、申請者が推進委員の [ ] 委員ですので、[ ] 委員には一度退室していただきます。
- ( [ ] 委員退室後 )
- 議長　　それでは採決に入ります。「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」の「1番」につきまして、原案に賛成の方は挙手願います。
- ( 挙手全員 )
- 議長　　ありがとうございました。  
挙手全員により、「1番」は、原案どおり可決決定致します。それでは [ ] 委員に戻っていただきます。

( [ ] 委員入室後 )

- 議長 採決を続けます。  
続きまして「2番」につきまして、原案に賛成の方は挙手願います。
- ( 挙手全員 )
- 議長 ありがとうございました。  
挙手全員により、「2番」は、原案どおり可決決定致します。
- 議長 続きまして「議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について」の「1番」につきまして、許可相当の意見を付して県に進達することに賛成の方は挙手願います。
- ( 挙手全員 )
- 議長 ありがとうございました。  
挙手全員により、「1番」について許可相当の意見を付して県に進達することにします。
- 続きまして、「議案第3号 非農地証明願について」の「1番」について非農地であることを証明することに賛成の方は挙手願います。
- ( 挙手全員 )
- 議長 ありがとうございました。  
挙手全員により、「1番」について非農地であることを証明することとします。  
これをもちまして、本日の議題の審議は全て終了致しました。  
長時間にわたりご審議いただきまして誠にありがとうございました。  
これをもちまして農業委員会総会を閉じさせていただきます。

(午後7時32分 閉会)

会議の次第は書記が記載したものであるが、その内容は  
正確であることを証するためにここに署名する。

令和3年 月 日

木曽岬町農業委員会 会長

木曽岬町農業委員会 委員

木曽岬町農業委員会 委員

